

○消防用設備等認定手数料規程

〔 昭和51年6月1日
　　消安セ規程第4号 〕

改正 昭和51年10月1日消安セ規程第8号
昭和52年12月1日消安セ規程第4号
昭和52年12月20日消安セ規程第5号
昭和53年8月20日消安セ規程第7号
昭和54年7月28日消安セ規程第6号
昭和55年7月10日消安セ規程第7号
昭和57年7月15日消安セ規程第2号
昭和60年8月1日消安セ規程第4号
昭和61年6月2日消安セ規程第5号
昭和62年4月1日消安セ規程第5号
昭和62年9月1日消安セ規程第7号
昭和63年5月10日消安セ規程第4号
昭和63年10月6日消安セ規程第6号
平成元年6月30日消安セ規程第11号
平成元年12月22日消安セ規程第16号
平成3年3月18日消安セ規程第1号
平成3年4月22日消安セ規程第5号
平成4年4月1日消安セ規程第6号
平成4年10月20日消安セ規程第24号
平成5年10月1日消安セ規程第29号
平成6年10月1日消安セ規程第10号
平成7年5月18日消安セ規程第8号
平成7年6月30日消安セ規程第10号
平成8年3月26日消安セ規程第6号
平成8年8月19日消安セ規程第17号
平成10年10月1日消安セ規程第14号
平成13年2月1日消安セ規程第21号
平成13年4月25日消安セ規程第12号
平成16年6月1日消安セ規程第15号
平成18年3月1日消安セ規程第5号
平成21年4月1日消安セ規程第3号
平成21年11月20日消安セ規程第16号
平成24年7月9日消安セ規程第19号
平成26年2月24日消安セ規程第4号
平成28年1月30日消安セ規程第3号
平成31年1月11日消安セ規程第1号
令和2年1月7日消安セ規程第1号
令和2年10月2日消安セ規程第13号
令和4年10月25日消安セ規程第15号
令和5年10月17日消安セ規程第3号
令和7年3月25日消安セ規程第10号
令和8年1月15日消安セ規程第20号

第1条 消防防災の用に供する設備等認定規程（平成13年消安セ規程第10号。以下「認定規程」という。）第23条に定める手数料は、この規程の定めるところによる。

第2条 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具（以下「設備等」という。）の型式認定手数料は、型式認定を受けようとする者が認定機関間の国際相互承認協定（IAF-MLA）に署名した認定機関から認定を受けた認証機関よりJIS Q 9001（ISO9001、以下同じ。）の認証を取得している場合に限り、1件につき283,900円（消費税別、以下同じ。）、型式認定を受けようとする者が上記認証機関よりJIS Q 9001の認証を取得していない場合は、1件につき292,500円とする。

ただし、型式認定試験に2日以上の日数を要する場合は、1日追加するごとに117,000円を加算することとし、総合操作盤の型式認定手数料は、702,000円とする。

2 型式変更認定手数料及び性能確認試験手数料は、1件につき146,200円とする。

ただし、型式変更認定試験又は性能確認試験に2日以上の日数を要する場合は、1日追加するごとに117,000円加算することとする。

3 型式認定の更新手数料は、1件につき9,300円とする。

ただし、試験を伴うものにあっては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案してその都度定める金額とする。

4 個別認定手数料は、別表のとおりとする。

5 再審査手数料及び補正試験手数料は、前各項に掲げる手数料の範囲内において実費を勘案してその都度定める金額とする。

6 製造工場等の追加及び不適合に対する是正状況の確認のための臨時サーベイランスに係る手数料は、実費を勘案してその都度定める金額とする。

7 型式認定、型式変更認定、性能確認、個別認定、再審査、補正試験又はサーベイランスを海外において実施する場合にあっては、手数料のほか発生する旅費その他必要な経費等に係る額を勘案してその都度定める金額とする。

第3条 手数料は、申請時に納付するものとする。

附 則

この規程は、昭和51年6月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和51年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和52年12月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和52年12月20日から実施する。

附 則

この規程は、昭和53年8月20日から実施する。

附 則

この規程は、昭和55年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和55年7月10日から実施する。

附 則

この規程は、昭和57年7月15日から実施する。

附 則

この規程は、昭和60年8月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和61年8月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和62年9月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和63年5月10日から実施する。

附 則

この規程は、昭和63年10月6日から実施する。

附 則

この規程は、平成元年6月30日から実施する。

附 則

この規程は、平成2年1月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成3年4月22日から実施する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成4年10月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成5年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成6年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成7年5月18日から実施する。

附 則

この規程は、平成7年7月1日から実施する。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から実施する。

2 平成8年3月31において現に認定されている非常通報装置を平成9年3月31までの間に火災通報装置として型式認定を申請する場合は、型式認定手数料を7,000円とする。

3 平成9年3月31までの間に非常通報装置の個別認定を申請する際の個別認定手数料は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成8年8月19日から実施する。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から実施する。

附 則

1 この規程は、平成13年2月1日から実施する。

2 平成13年2月1日消安セ規程第1号附則第2項及び第4項の規定により認定を行う場合には、なお従前の例による。

3 平成13年2月1日消安セ規程第1号による改正前の消防防災の用に供する設備等認定規程により型式認定を受けた設備等を、改正後の消防用設備等認定規程により型式認定を申請する際は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附 則

1 この規程は、平成13年4月25日から実施する。

2 この規程による改正前の消防用設備等認定規程により型式認定を受けた設備等について改正後の消防用設備等認定規程により型式認定を申請する際は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年6月1日から実施する。

2 基本型総合操作版評価手数料規程（平成9年消安セ規程第13号）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。

2 この規程実施の際、消防防災用設備機器性能評定規程により性能評定されている蓄光式避難標識を蓄光式誘導標識又は高輝度蓄光式誘導標識として型式認定を申請する場合は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 平成21年4月1日消安セ規程第5号による改正前の消防防災用設備機器性能評定規程により型式評定を受けた設備機器を、平成21年4月1日消安セ規程第2号による改正後の消防用設備等認定規程により型式認定を申請する際は、理事長が別に定めるところにより手数料を減免することができる。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成28年2月13日から実施する。

附 則

この規程は、平成31年1月11日から実施する。

附 則

この規程は、令和2年1月7日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、消防庁長官によるスプリンクラー設備等の送水口の登録を受けた日から実施する。
- 2 消防庁長官によるスプリンクラー設備等の送水口の登録を受けた日において、現に（一社）日本消防放水器具工業会から認定されているスプリンクラー設備等の送水口を令和3年3月31日までの間に認定規程に定めるスプリンクラー設備等の送水口として型式認定を申請する場合は、型式認定手数料を8,000円とする。

附 則

- 1 この規程は、消防庁長官による不活性ガス消火設備の閉止弁の登録を受けた日から実施する。
- 2 消防庁長官による不活性ガス消火設備の閉止弁の登録を受けた日において、現に型式評定を受けている不活性ガス消火設備等の閉止弁を令和5年3月31日までの間に認定規程に定める不活性ガス消火設備の閉止弁として型式認定を申請する場合は、型式認定手数料を8,000円とする。

附 則

この規程は、令和5年10月17日から実施する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から実施する。

別 表

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具個別認定手数料（消費税別）

その1 屋内消火栓及び連結送水管の放水口

1個につき 93円

その2 合成樹脂製の管及び管継手

工場組立キット	1個につき	29円
呼称25A以上	1個につき	4円
呼称20A以下	1個につき	1.7円

その3 金属製管継手

加圧送水装置用可撓管継手	呼び径 150A以下	1個につき	468円	
	呼び径 200A以上	1個につき	1,170円	
絞り加工管継手	呼び径 25×15	1個につき	5.8円	
	呼び径 50×32、50×40、65×50	1個につき	11円	
ヴィクトリック型		1個につき	23円	
ハウジング型		1個につき	23円	
溝付分岐継手		1個につき	23円	
溶接チー		1個につき	17円	
溶接サドル継手		1個につき	17円	
分岐管 ドラム		1個につき	17円	
伸縮式管継手		1個につき	23円	
可動式管継手		1個につき	585円	
		1個につき	140円	
		1個につき	23円	
ブッシング		1個につき	11円	
フレアーフランジ、フレアー加工フランジ		1個につき	11円	
多口継手		1個につき	17円	
マジックジョイント		1個につき	58円	
ねじ込み継手	呼び径 25A～50A	1個につき	11円	
	呼び径 65A～150A	1個につき	23円	
スプリンクラー巻き出し配管	スプリンクラー取付け用	1個につき	11円	
	可撓管継手	1.5m未満	1個につき	23円
		1.5m以上3m未満	1個につき	58円
		3m以上4m未満	1個につき	93円
		4m以上	1個につき	175円

スプリングラー 巻き出し配管	回転式		1個につき	23円		
	ユニット型		基本	1個につき 17円		
			3m以下	1個につき 93円		
			4m以上10m未満	1個につき 175円		
			10m以上	1個につき 234円		
耐震性可撓管継手			1個につき	702円		
免震用可撓管継手		A型	1個につき	1,170円		
		B型	1個につき	2,340円		
クローザー ジョイント	A型	呼び径 65A	1個につき	819円		
		呼び径 80A～300A	1個につき	1,170円		
	B型	呼び径 65A	1個につき	655円		
		呼び径 80A～300A	1個につき	936円		
管端つば出し管継手			1個につき	29円		
バーリング加工部材管継手			1個につき	29円		
屋内消火栓用可撓管継手	呼び径 25A 以下		1個につき	468円		
	呼び径 32A 以上		1個につき	702円		
泡消火設備感知配管用可撓管継手			1.5m未満	1個につき 23円		
			1.5m以上3m未満	1個につき 58円		
			3m以上4m未満	1個につき 93円		
			4m以上	1個につき 175円		

その4 バルブ類

バタフライ弁（アルミを除く）、逆止弁、仕切弁、ボール弁	呼び径 32A以下	1個につき	140円
	呼び径 40A～80A	1個につき	187円
	呼び径 100A～150A	1個につき	269円
	呼び径 200A以上	1個につき	631円
バタフライ弁（アルミ）	呼び径 40A～80A	1個につき	117円
	呼び径 100A～150A	1個につき	234円
	呼び径 200A以上	1個につき	585円
定流量弁		1個につき	1,053円
減圧弁・一次圧力調整弁		1個につき	1,638円
圧力上昇防止装置		1個につき	81円

その5 ポンプを用いる加圧送水装置

基本型	1台につき	2,925円
ユニット1型	1台につき	3,510円

ユニット2型	1台につき	4,095円
ユニット3型	1台につき	4,680円
特定施設水道連結型スプリンクラー設備用	1台につき	2,925円

その6 圧力水槽方式の加圧送水装置

1個につき 11,700円

その7 加圧送水装置の制御盤

1個につき 2,925円

その8 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド

1個につき 58円

その9 不活性ガス消火設備等の音響警報装置

音声装置	1個につき	1,404円
スピーカ、ベル、ブザー、サイレン	1個につき	702円

その10 不活性ガス消火設備等の容器弁

二酸化炭素・ハロン1301・ハロン1211・粉末	1個につき	105円
窒素・IG-55・IG-541・HFC-23・HFC-227ea	1個につき	245円
加圧用ガス容器用	1個につき	105円

その11 不活性ガス消火設備等の放出弁

移動式ホース用	1個につき	81円
呼称50A以上	1個につき	1,287円
呼称40A以下	1個につき	702円

その12 不活性ガス消火設備等の選択弁

呼称50A以上	1個につき	1,989円
呼称40A以下	1個につき	1,170円

その13 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤

1面につき 2,925円

その14 不活性ガス消火設備の閉止弁

呼称50A以上	1個につき	1,287円
呼称40A以下	1個につき	702円

その15 移動式の不活性ガス消火設備等のホース等

1個につき 585円

その16 粉末消火設備の定圧作動装置

1個につき 117円

その17 開放型散水ヘッド

1個につき 35円

その18 パッケージ型消火設備

I型	1個につき	1,404円
II型	1個につき	1,053円

その19 避難はしご

1個につき 351円

その20 避難ロープ

1個につき 117円

その21 すべり台

5階層以下	1基につき	6,786円
5階層を超え10階層以下	1基につき	19,539円

その22 救助袋

垂 直 式	袋本体の長さが10mを超えるもの	1基につき	2,340円
	袋本体の長さが10m以下のもの	1基につき	1,287円
	ハッチ用のもの	1基につき	702円
斜 降 式	袋本体の長さが15mを超えるもの	1基につき	2,340円
	袋本体の長さが15m以下のもの	1基につき	1,287円
特 定 一 階 段 用	袋本体の長さが10mを超えるもの	1基につき	2,340円
	袋本体の長さが10m以下のもの	1基につき	1,287円

その23 中輝度蓄光式誘導標識

壁用	1個につき	43円
床用	1個につき	60円

その24 高輝度蓄光式誘導標識

壁用	1個につき	93円
床用	1個につき	140円
床・壁用	1個につき	140円

その25 火災通報装置

1個につき 2,340円

その26 特定火災通報装置

1個につき 585円

その27 総合操作盤

1台につき 58,500円

その28 パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備 I型	1 個につき	1,755円
パッケージ型自動消火設備 II型	1 個につき	702円

その29 スプリンクラー設備等の送水口

1 個につき 187円